

平成 25 事業年度

決 算 報 告 書
監事及び会計監査人
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

	ページ
決算報告書	
1. 一般勘定	1
2. 産業基盤整備勘定	2
3. 施設整備等勘定	3
4. 小規模企業共済勘定	4
5. 中小企業倒産防止共済勘定	5
6. 工業再配置等業務特別勘定	6
7. 産炭地域経過業務特別勘定	7
8. 出資承継勘定	8
監事及び会計監査人の意見	
1. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告書に 関する監事の意見書	9
2. 独立監査人の監査報告書	10

決算報告書
平成25事業年度
(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
政府出資金	1,000,000,000	1,000,000,000	-	
運営費交付金	17,063,728,000	17,063,728,000	-	
その他の補助金等	8,679,073,000	7,440,471,035	△ 1,238,601,965	事業実績の減
借入金等	279,274,000	241,982,000	△ 37,292,000	
貸付等回収金	45,954,212,000	56,418,923,407	10,464,711,407	回収実績の増
貸付金利息	1,288,558,000	2,143,225,898	854,667,898	
業務収入	2,103,216,000	2,087,712,587	△ 15,503,413	事業実績の減
運用収入	533,578,000	832,465,347	298,887,347	利息収入の増
受託収入	-	39,061,325	39,061,325	
その他収入	880,121,000	624,505,792	△ 255,615,208	
計	77,781,760,000	87,892,075,391	10,110,315,391	
支出				
業務経費	63,332,362,000	28,801,098,888	△ 34,531,263,112	事業実績の減
貸付金	55,261,324,000	68,388,888,000	13,127,564,000	高度化貸付金の貸付実績の増
他勘定貸付金	7,500,000,000	-	△ 7,500,000,000	他勘定貸付実績なし
出資金	116,977,338,000	28,978,637,408	△ 87,998,700,592	出資実績の減
受託経費	-	34,269,668	34,269,668	
借入金等償還	444,806,000	386,337,766	△ 58,468,234	
一般管理費	1,088,346,000	963,464,189	△ 124,881,811	
その他支出	-	4,500,000,000	4,500,000,000	不要財産の国庫納付
計	244,604,176,000	132,052,695,919	△ 112,551,480,081	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金、貸付金及び他勘定貸付金は、貸借対照表の事業貸付金、他勘定貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成25事業年度

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
業務収入	391,374,000	50,783,729	△ 340,590,271	事業実績の減
運用収入	403,057,000	423,605,830	20,548,830	利息収入の増
その他収入	1,747,000	1,711,765	△ 35,235	
計	796,178,000	476,101,324	△ 320,076,676	
支出				
業務経費	170,042,000	179,061,569	9,019,569	
代位弁済費	545,975,000	-	△ 545,975,000	代位弁済発生実績なし
一般管理費	24,359,000	23,829,989	△ 529,011	
その他支出	14,508,000	14,507,832	△ 168	
計	754,884,000	217,399,390	△ 537,484,610	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額と受取配当金を加算した額を記載しております。
- (2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
 平成25事業年度
 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
貸付等回収金	70,520,000	16,256,000	△ 54,264,000	事業貸付金の回収実績の減
貸付金利息	514,000	14,253,694	13,739,694	
業務収入	1,992,192,000	1,854,943,208	△ 137,248,792	施設賃貸収入の減
運用収入	7,276,000	14,731,326	7,455,326	利息収入の増
その他収入	6,159,000	8,358,436	2,199,436	
計	2,076,661,000	1,908,542,664	△ 168,118,336	
支出				
業務経費	1,264,091,000	995,540,880	△ 268,550,120	事業実績の減
一般管理費	53,494,000	41,906,098	△ 11,587,902	
計	1,317,585,000	1,037,446,978	△ 280,138,022	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成25事業年度

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,170,697,000	4,170,697,000	-	
貸付等回収金	452,247,890,000	447,799,557,000	△ 4,448,333,000	事業貸付金の回収実績の減
貸付金利息	5,799,225,000	6,008,392,542	209,167,542	
業務収入	541,906,582,000	539,587,805,060	△ 2,318,776,940	掛金収入実績の減
運用収入	98,064,671,000	341,819,385,835	243,754,714,835	信託運用益の増等
その他収入	837,054,000	1,626,116,968	789,062,968	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,103,026,119,000	1,341,011,954,405	237,985,835,405	
支出				
業務経費	696,754,080,000	590,371,381,925	△ 106,382,698,075	共済金の減等
貸付金	422,279,300,000	433,668,740,000	11,389,440,000	事業貸付金の貸付実績の増
支払利息	8,861,000	13,704,666	4,843,666	
一般管理費	141,454,000	117,867,290	△ 23,586,710	
計	1,119,183,695,000	1,024,171,693,881	△ 95,012,001,119	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成25事業年度

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,482,544,000	1,482,544,000	-	
貸付等回収金	45,147,239,000	46,436,979,238	1,289,740,238	事業貸付金の回収実績の増
貸付金利息	225,530,000	234,707,720	9,177,720	
業務収入	130,437,261,000	183,236,487,280	52,799,226,280	掛金収入実績の増
運用収入	3,697,602,000	3,766,035,426	68,433,426	利息収入の増
その他収入	9,140,000	142,122,581	132,982,581	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	180,999,316,000	235,298,876,245	54,299,560,245	
支出				
業務経費	33,088,049,000	43,644,952,107	10,556,903,107	解約手当金の増等
貸付金	39,730,650,000	38,286,400,000	△ 1,444,250,000	事業貸付金の貸付実績の減
一般管理費	117,288,000	93,846,873	△ 23,441,127	
計	72,935,987,000	82,025,198,980	9,089,211,980	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成25事業年度

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
業務収入	3,430,822,000	6,142,230,290	2,711,408,290	販売用不動産の譲渡実績の増
運用収入	1,246,000	7,436,823	6,190,823	利息収入の増
受託収入	54,281,000	64,066,010	9,785,010	受託事業実績の増
その他収入	4,699,000	10,852,881	6,153,881	
計	3,491,048,000	6,224,586,004	2,733,538,004	
支出				
業務経費	1,306,286,000	1,064,906,810	△ 241,379,190	事業実績の減
受託経費	54,281,000	64,066,010	9,785,010	受託事業実績の増
一般管理費	70,776,000	56,833,745	△ 13,942,255	
計	1,431,343,000	1,185,806,565	△ 245,536,435	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成25事業年度

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
借入金等	7,500,000,000	-	△ 7,500,000,000	他勘定借入実績なし
貸付等回収金	248,105,000	287,297,239	39,192,239	事業貸付金の回収実績の増
貸付金利息	1,890,000	2,605,502	715,502	
業務収入	745,710,000	1,236,622,050	490,912,050	販売用不動産の譲渡実績の増
運用収入	5,743,000	9,162,687	3,419,687	
その他収入	89,656,000	92,358,320	2,702,320	
計	8,591,104,000	1,628,045,798	△ 6,963,058,202	
支出				
業務経費	1,367,685,000	1,241,185,245	△ 126,499,755	事業実績の減
借入金等償還	7,700,000,000	3,100,000,000	△ 4,600,000,000	他勘定借入実績の減に伴う減
支払利息	15,400,000	18,000,000	2,600,000	
一般管理費	58,270,000	45,727,405	△ 12,542,595	
計	9,141,355,000	4,404,912,650	△ 4,736,442,350	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成25事業年度

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
業務収入	16,020,000	99,180,000	83,160,000	ベンチャーファンド分配金の増
運用収入	3,699,000	15,760,214	12,061,214	利息収入の増
その他収入	146,000	87,374	△ 58,626	
計	19,865,000	115,027,588	95,162,588	
支出				
業務経費	19,465,000	11,902,338	△ 7,562,662	事業実績の減
出資金	-	-	-	
一般管理費	2,140,000	1,267,462	△ 872,538	
計	21,605,000	13,169,800	△ 8,435,200	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入額に受取配当金を加算した額を記載しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。


14.06.20 中機監室第1号


独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書


独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成25年度財務諸表及び
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成26年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 中本 皓三 

監事 大槻 一公男 

監事 筒井 司 


独立監査人の監査報告書


平成26年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 高田 坦 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大下好徹 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤浩明 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山修一郎 
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別重要会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く、以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づく重要な虚偽の表示の有無を求め、監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくはその職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実際、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもちたらず独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに決算報告書に対する意見＞
当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに各勘定に係る決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに決算報告書に対する独立行政法人の長の責任
独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任
当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに決算報告書に対する監査意見

- 当監査法人の監査意見は次のとおりである。
- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
 - (2) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

＜事業報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人中小企業基盤整備機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。


以 上


独立監査人の監査報告書


平成26年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 高田 坦 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大下 好 徹 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 浩 明 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 修 一 郎 
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。

連結財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の施設整備等勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上